

瀬戸大橋記念公園球技場

利 用 の 手 引 き

令和8年度版
(令和8年4月1日改正)

瀬戸大橋記念館 〒762-0065 香川県坂出市番の州緑町6-13
電 話 (0877) 45-2344 FAX (0877) 45-2419
H P <http://www.setoohashi.com/>

球 技 場 申 込 要 領

第1 利用対象競技について

原則、サッカー・フットサル・ラグビー競技とし、その他、全国大会等の大会で、瀬戸大橋記念館館長（以下「館長」という。）が特に必要と認める競技とします（通常、野球場・体育館で実施するものは除く）。

第2 休場日及び利用時間について

1 休場日

- (1) 年末年始（12月29日～翌年1月3日）
- (2) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日。ただし、4月29日～5月5日及び7月20日～8月31日の期間は除く。）
- (3) その他、芝生の状況等により臨時に休場する場合があります。

2 利用可能時間

午前9時から午後5時（5月1日から8月31日までの間にあっては、午後7時）まで
ただし、利用申込書提出の際に申出があり、館長が特に必要があると認めるときは、利用時間を変更します。
※ 準備・撤去（清掃、更衣、退場等も含む。）に要する時間も利用時間に含まれます。

第3 閉鎖期間

芝生の養生等の期間として、12月から4月中旬、及び6月上旬から7月上旬の間は閉鎖します。

上記期間は、芝生の状況等により追加、変更する場合があります。

なお、閉鎖期間内であっても、全国規模等の大会で館長が特に必要と認める場合は、使用を許可することができるものとします。

第4 施設の概要について（9ページ図面参照）

施 設 名	仕 様・規 模	付 帯 設 備・備 品
第1グラウンド	125m×90m	サッカーゴール：一般用（4） ジュニア用（6） フットサルゴール（4） ラグビーゴール（1） サッカー用コーナーフラッグ（24本） 移動式フェンス（150） ベンチ（3人用）（35） テント：2間×3間（10） 机・椅子：長机（9）、パイプ椅子（20） 放送設備
第2グラウンド	125m×90m	
第3グラウンド	125m×90m	
第4グラウンド	125m×90m	
第1更衣室(管理棟)	ロッカー（30）、シャワー（4）	
第2更衣室(管理棟)	ロッカー（18）、シャワー（2）	
会議室(管理棟)	机（10）、パイプ椅子（30）	

※ ラグビーゴールは、第3グラウンドに設置します。第3グラウンドをラグビーに使用する場合、第4グラウンドは、使用できません。

第5 球技場使用料等について

1 球技場使用料

10ページを参照してください。

2 ライン引きに係る経費

ラインは、グラウンド4面ともサッカーの標準サイズ（105m×68m、12ページ参照）で、定期的にペイントを使用して引いていますが、利用者においてライン引きが必要な場合は当球技場が用意したガイアフィールドラインを使用してください。

サッカーの標準サイズ以外のラインについては、当球技場が用意したガイアフィールドラインを使用して利用者でライン引きをお願いします。利用後は、ラインをほうき等で確実に消してください。

いずれの場合も、使用したガイアフィールドラインについては、実費を負担していただきます。
また、練習については、ライン引きはしないでコーン等を利用して対応してください。

第6 利用制限について

グラウンドの利用にあたっては、常に良好なグラウンドコンディションとなるよう必要な芝生の回復期間を確保するために、以下の利用制限を守ってください。

1 1日に利用できる時間

(1) 試合の場合

1面当たり、180分（半日利用の場合は、120分）

※ 優先行事（第8の1の(1)の行事）のトーナメント形式の大会（1回戦、2回戦）で試合数が多くなる場合又は小学生以下の大会で、かつ、利用申込書提出の際に申出があり、館長が特に必要があると認めるときは、最長240分（半日利用の場合は、160分）まで利用できます。

(2) 練習の場合

1面当たり、120分（半日利用の場合は、80分）

※ 練習とミニゲームなど試合との併用利用は、練習として取り扱います。

2 1日に利用できる面数

(1) 平日 2面（第1・第2グラウンドのうちの1面及び第3・第4グラウンドのうちの1面）

(2) 土日・休日 3面

※ 芝生の状況等により変更することがあります。

※ 優先行事の大会でやむを得ず試合数が多くなる場合で、かつ、利用調整依頼書提出の際に申出があり、館長が特に必要があると認めるときは、4面の利用ができることとします。

※ ラグビーでの利用は第3グラウンドになり、この場合、安全確保のため第4グラウンドは使用できません。

3 同一グラウンドの連続利用

同一グラウンドの連続利用（準備や片づけのための利用を除く。）は、芝生の養生期間確保のため、2日までとします。なお、2日連続利用した場合は、その後3日間の養生期間を置くこととします。

4 1か月当たりの利用頻度

令和7年度は、グラウンド毎に次の日数までとします。ただし、養生期間等を考慮し、変更する場合があります。

	4月	5月	6月	7～11月
第1グラウンド ～ 第4グラウンド	4日	6日	2日	各月6日

第7 利用者の区分について

1 優先団体

年間利用調整及び優先での利用申込みをすることができる次の団体です。

香川県、香川県教育委員会、(公財)香川県スポーツ協会とそれに加加盟している種目別競技団体、
香川県高等学校体育連盟、香川県中学校体育連盟、その他館長が特に認める団体

2 一般利用者

優先団体以外の利用者で、一般利用申込みをする団体利用者です。

第8 利用申込みについて

利用申込みや各種届出等の受付は、瀬戸大橋記念館（以下、「記念館」という。）の開館日の午前8時30分から午後5時までの間です。電話での申込みはできません。

※ 記念館休館日：年末年始（12月29日～1月1日）及び月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日。ただし、4月29日から5月5日及び7月20日から8月31日の期間は除く。）

1 優先申込み

上記第7の1の優先団体の利用について、利用調整会議において事前調整を行います。

(1) 優先行事及び順位

① 全国大会

- ② 地域選手権大会
- ③ 県選手権大会
- ④ 県大会
- ⑤ 県内の地区選手権大会、県大会代表決定大会
- ⑥ 公式大会
- ⑦ 香川県国体選手の合宿（練習として取り扱い、1日1面当たり、120分（半日利用の場合は、80分）を限度とします。）
- ⑧ 練習会、講習会（練習として取り扱い、1日1面当たり、120分（半日利用の場合は、80分）を限度とします。）

(2) 年間利用調整の方法

年間の優先行事について、次の日程で調整を行います。

区 分	令 和 8 年 度
利 用 希 望 日 の 範 囲	令和8年4月18日（土）～11月29日（日） ただし、芝生の養生等のため令和8年6月8日（月）～7月3日（金）を除きます。
利用調整依頼書提出期間	令和7年12月16日（火）～12月23日（火）
利 用 調 整	令和8年2月7日（土）
利 用 日 の 決 定	令和8年2月下旬

※ 利用希望日の範囲は、閉鎖期間を除いたもので、芝生の状況等により変更する場合があります。

- ① 利用申込みを行う団体は、期間内に利用調整依頼書を記念館事務室に提出（メール、郵送およびF a x可。ただし、期限までに到着していること）してください。
- ② 受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。電話での申込みは受け付けません。
- ③ 次の事項に留意のうえ、利用調整依頼書を提出してください。
 - 優先行事としての利用は、最低半日以上（1日利用：午前9時～午後5時、午前利用：午前9時～午後1時、午後利用：午後1時～午後5時、5月から8月までの間は、午後7時まで延長可）を原則とします。
 - 同一時間帯に異なる優先行事は原則、設定できませんので、ご了承ください。
なお、やむを得ず設定する場合は、ボールが隣接するグラウンドに入って他の試合の支障になることのないよう、双方で調整・協力し移動式フェンスの設置をはじめ、適切な措置をしてください。
 - 優先行事については、当日の利用時間内での準備が困難で、前日のグラウンドの利用がない場合に限り、準備のために前日午後の利用を認めます。この場合にも使用料を負担していただきます。
- ④ 日程調整後、調整結果をお知らせします。
- ⑤ 下記(3)の優先利用申込みが必要です。

(3) 優先利用申込み

上記(2)の年間利用調整後の調整結果に基づいて利用申込みを行う場合や、年間利用調整後に決定した優先行事の申込みを行う場合の手続きです。

- ① 利用申込みの方法
利用する日の2か月前の月の末日までに、利用申込書に必要事項を記入し、記念館事務室に提出（メール、郵送及びF a x可。ただし、期限までに到着していること）してください。（令和8年4月分は、3月8日（日）までに提出してください。）
- ② 利用申込書提出時に内容・日程等を記載した行事要項を1部提出してください。また、1週間前までにグラウンドごとのタイムスケジュールを1部提出してください。B戦・交流試合・練習試合などを優先行事の試合の合間や終了後に行うなど、目的外の利用はできません。
- ③ 球技場利用申込結果書を受け取り後、利用日の前月末日までに現金または、銀行振込（振込手数料は利用者負担）により使用料を納入してください。
- ④ 会議室を利用する場合は、併せて申込みをしてください。
- ⑤ 更衣室を利用する場合は、併せて申込みをしてください。この場合、ロッカー数が限られていること及び利用上のトラブルを避けるため、あらかじめ、更衣室の利用チーム名、利用人員、利用責任者氏名を添えてください。なお、湯水等により、利用できない場合があります。
- ⑥ 手続き終了後、利用申込結果書を交付しますので、利用当日に球技場の職員に提示し、利用内容の確認を受

けてください。

2 一般利用申込み

上記(3)優先利用申込み以外での利用申込みの方法です。

利用申込みは、利用者自らが行ってください。利用上の注意事項遵守の徹底と責任の所在の明確化のため、たとえば、エージェントなどの仲介斡旋業者からの利用申込みは、お断りします。

(1) 抽選申込み

① 施設利用までのスケジュール

区 分	期 日 等
抽選申込書提出期間	利用日の前月の1日午前9時から9日午後5時まで
抽 選 日	利用日の前月10日（休館日の場合は9日の午後5時）
抽選結果の確認と 利 用 申 込 み	利用日の前月の11日から24日まで

② 抽選申込方法

- 記念館事務室に抽選申込依頼書（13～14ページ参照）を提出（メール、郵送及びF a x可。ただし、9日午後5時到着分まで）してください。電話での申込みはできません。
- 利用可能日や時間帯の電話照会には対応しますが、抽選申込依頼書の提出の際に再度確認してください。
- 次の事項に留意のうえ、申込みをしてください。
 - ・ 抽選の申込みは、1回につき3日以内、1日につき1面です。
 - ・ 平日は第1・第2グラウンドのうちの1面及び第3・第4グラウンドのうちの1面の使用、土日・休日は3面の使用になりますが、グラウンドの選択は抽選で決定します。ただし、ラグビー以外の球技は、第1・第2グラウンドを優先して利用していただきます。
 - ・ 優先行事での試合利用がある場合には、同一時間帯での試合の申込みはできませんので、ご了承ください。練習の申込みは可能ですが、利用に当たっては、優先行事のグラウンドにボールが入ることのないよう、移動式フェンスの設置をはじめ、適切な措置をしてください。また、この場合の練習利用者はホイッスルを使用できません。
 - ・ 利用順位（瀬戸大橋記念公園球技場利用申込結果書の右肩に記載）が下位の利用者は、ボールが隣接するグラウンドに入って他の利用者の試合・練習の支障になることのないよう、移動式フェンスの設置をはじめ、適切な措置をしてください。
- 手続き後、抽選申込依頼書の写しを交付します。写しに記載している受付番号は、抽選結果等の対応の際に必要ですので、写しを紛失しないようにしてください。

③ 利用申込方法

- 抽選結果についてはホームページに掲載又は直接連絡します。
- 記念館事務室に利用申込書を提出（メール、郵送及びF a x可。ただし、期限までに到着していること）し、利用日の前月末日までに、現金または、銀行振込（振入手数料は利用者負担）により使用料を納付してください。期限内に利用申込書の提出及び使用料の納付がない場合には抽選結果は無効とし、空き利用申込みに提供します。また、1週間前までにグラウンドごとのタイムスケジュールを提出してください。
- 手続き終了後、利用申込結果書を交付しますので、利用当日に球技場の職員に提示し、利用内容の確認を受けてください。
- 会議室を利用する場合は、併せて申込みをしてください。
- 更衣室を利用する場合は、併せて申込みをしてください。この場合、ロッカー数が限られていること及び利用上のトラブルを避けるため、あらかじめ、更衣室の利用チーム名、利用人員、利用責任者氏名を添えてください。なお、湯水等により、利用できない場合があります。

(2) 空き利用申込み（先着順）

① 施設利用までのスケジュール

区 分	期 日 等
空 き 利 用 申 込 み	利用日の前月の11日から利用日の10日前まで

② 利用申込方法

- 記念館事務室に利用申込書を持参するとともに、現金により使用料を納付してください。電話での申込みはできません。利用の決定は、利用申込書の提出順とします。また、1週間前までにグラウンドごとのタイムスケジュールを提出してください。
- 空き状況の電話照会には対応しますが、受付はしませんので、ご了承ください。
- 次の事項に留意のうえ、申込みをしてください。
 - ・ 空き利用申込みの場合は、申込み日数に制限はありませんが、1日につき1面に限ります。
 - ・ 平日は第1・第2グラウンドのうちの1面及び第3・第4グラウンドのうちの1面の使用、土日・休日は3面の使用になりますが、ラグビー以外の球技は、第1・第2グラウンドを優先して利用していただきます。
 - ・ 優先行事での試合利用がある場合には、同一時間帯での試合の申込みはできませんので、ご了承ください。練習の申込みは可能ですが、利用に当たっては、優先行事のグラウンドにボールが入ることのないよう、移動式フェンスの設置をはじめ、適切な措置をしてください。また、この場合の練習利用者はホイッスルを使用できません。
 - ・ 優先行事での利用がなくても、利用順位（瀬戸大橋記念公園球技場利用申込結果書の右肩に記載）が下位の利用者は、ボールが隣接するグラウンドに入って他の利用者の試合・練習の支障になることのないよう、移動式フェンスの設置をはじめ、適切な措置をしてください。
- 手続き終了後、利用申込結果書を交付しますので、利用当日に球技場の職員に提示し、利用内容の確認を受けてください。
- 会議室を利用する場合は、併せて申込みをしてください。
- 更衣室を利用する場合は、併せて申込みをしてください。この場合、ロッカー数が限られていること及び利用上のトラブルを避けるため、あらかじめ、更衣室の利用チーム名、利用人員、利用責任者氏名を添えてください。なお、湯水等により、利用できない場合があります。

第9 イベント利用について

イベント会場として利用する場合は、優先利用申込みの対象行事として、年間利用調整を行います。調整に当たっては、優先団体の優先行事を優先します。

1 利用調整について

(1) 有料イベント

2年前及び1年前の利用調整の対象とします。

(2) 無料イベント

1年前の利用調整の対象とします。

2 利用可能期間

イベントとして利用できる期間は、5月から11月までの間です。

3 利用できるイベントの条件

(1) 4面全体を使用するような大規模イベントであること。

(2) 観客を集め、番の州地区の活性化、ひいては本県のにぎわい創出に貢献するイベントであること。

4 利用制限

(1) 球技場は観客席としてのみ利用すること。

(2) 使用後は球技場として使用できるよう、清掃、芝生の補修等を行うこと。

第10 利用の変更、取消し又は中止について

利用日の変更や取消しが生じた場合は、速やかに記念館事務室に申し出てください。

1 利用の変更、取消し

利用者の都合により利用の取消しや変更が生じた場合は、納付された使用料から下記の割合及び還付に要する費用を差し引いた還付金を返還します。記念館事務室に申込取消依頼書(15ページ参照)を提出(メール、郵送及びFax可)してください。

施 設 名	取 消 等 承 認 時 期	差引割合
球 技 場 (第1～第4)	11 日前まで	—
	10 日前から8日前	使用料の 50%
	7日前から当日	使用料の 100%
会 議 室 更 衣 室	8日前まで	—
	7日前から2日前	使用料の 50%
	前日から当日	使用料の 100%

2 利用の中止

施設の都合や悪天候などにより施設が利用できないと認められるときは、利用を中止していただきます。この場合には、納入された利用料金の全額を還付しますので、記念館事務室で、所定の手続きを行ってください。

球技については、次のとおり取り扱います。

(1) 利用を中止していただく場合

- ① 利用日の午前6時現在で香川県中讃地域に気象に関する警報が発表されている場合
- ② 利用時間内に香川県中讃地域に気象に関する警報又は光化学オキシダント警報が発表された場合
- ③ 利用前又は利用時間内に光化学オキシダント注意報の発表、落雷、強風、浸水、地震、強雨などが発生し、利用責任者が施設を利用することが危険と判断した場合
- ④ 利用前又は利用時間内にグラウンドに水たまりが散見されるなど、降雨等によりグラウンド状態が著しく不良で施設の利用を中止すべきであると記念館職員が判断した場合

※ なお、優先行事以外の一般利用の場合は、利用前若しくは利用時間内にグラウンドに水の溜まった箇所が生じたときは、利用を中止していただきます。

- ⑤ 香川県からの指示により利用を中止する場合

(2) 利用を中止する場合の連絡

(1)の①～③の場合は、速やかに記念館事務室へ利用を中止する旨を申し出てください。

(1)の④のグラウンド状態不良による場合については、天候の状況にかかわらず、前日（記念館が休館の場合は前々日）の15時に利用の可否を記念館事務室に必ず確認して、記念館の判断に従ってください。また、その後天候が急変した場合は、利用を中止していただくことがありますので、ご了承ください。

(1)の⑤の場合は、記念館から連絡します。

(3) 雨天時等における利用

雨天時等における利用の後には、芝生保全のため、利用者は必ず、抜けた芝生を拾い集めて元の位置に植え、目土を撒くとともに、深く掘れこんだ箇所などを目土で補修してください。

第11 利用の条件について

次に該当するときは、利用をお断りします。

- 1 利用申込みの内容に偽りがあったとき、又は利用目的以外に使用したとき
- 2 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認めたとき
- 3 利用上の注意事項に違反し、又は館長が行う指示に従わないとき
- 4 その他管理運営上支障があると認めたとき

第12 利用上の注意事項

1 施設利用について

(1) 準備と返納等

- ① 運営責任者は、準備から撤去（清掃、更衣、退場等も含む。）までの間、球技場内に常駐し、選手等に対し適切な指導をしてください。
- ② ゴール設置等の準備は、利用者が行い、終了後は元の位置へ返してください。その際、必ず在庫数を確認してください。設置に当たっては、サッカーゴールやフットサルゴール等は、杭で確実に止めてください。
(11 ページ参照)

- ③ 優先行事が重なっている場合は、双方で調整・協力し移動式フェンスの設置をはじめ、適切な措置をしてください。移動式フェンスに応援などのための横断幕や旗を取り付ける場合は、風などによる転倒防止のため、備え付けの重しを必ず設置してください。なお、企業等のPR用の横断幕やのぼり、看板などについては事前に県交流推進課の許可が必要です。
 - ④ チームベンチ（雨天時等特別な場合のみチームベンチのために設置するテントを含む。）は、隣のグラウンド側とは反対側（球技場全体の端側）に設置してください。（11 ページ参照）
 - ⑤ 休憩のためのテント、保護者や応援の方のテントは、芝生以外の土の場所に設置してください。（11 ページ参照）
 - ⑥ 利用後は、芝生保全のため必ず、抜けた芝生は拾い集めて元の位置に植えておくとともに、目土を撒いてください。
 - ⑦ ガイアフィールドラインを使用してサッカーの標準ライン以外のラインを引いた場合は、利用後、ほうき等によりラインを確実に消してください。
 - ⑧ 利用後は、職員の指示に従って、球技場・管理棟前の通路・着替え棚、会議室・更衣室などの清掃及び器具の返納をしてください。特に大規模な大会等の開催に当たっての清掃は、専門業者に委託するようにしてください。
 - ⑨ 弁当がらや持ち込んだペットボトルなどのゴミは、各自でお持ち帰りください。
 - ⑩ 当球技場のテントを使用するときは、利用者が組み立て、利用後は決められた保管場所に収納してください。雨天に使用した場合は、乾いた後速やかに収納してください。
- (2) グラウンド（芝生）への立入等
- ① グラウンドには、選手、監督・コーチ、運営責任者以外は立入りができません。保護者や応援の方は、芝生以外の場所でご覧ください。（11 ページ参照）
 - ② 館長が特に必要があると認めた、1 面当たり 180 分（半日利用の場合は、120 分）を超える試合利用では、芝生内でのウォーミングアップはできません。
 - ③ 芝生内でのウォーミングアップは、試合前 10 分間以内に限りできることとしますので、運営責任者は時間帯を定め、行事要綱等で選手等に周知してください。それ以外は、芝生以外の土の部分を利用してください。（11 ページ参照）
 - ④ 事前に提出済みのタイムスケジュール以外のB戦・交流試合・練習試合などはできません。
 - ⑤ 試合後のクーリングダウンは、芝生以外の土の部分を利用してください。
 - ⑥ スパイクシューズの着用は、グラウンド及びその周辺、便所に限ります。
 - ⑦ 芝生の上で、食事や火気の使用はできません。
 - ⑧ 準備運動やランニングは、芝生以外の土の場所を利用してください。
 - ⑨ 練習利用の場合、ボールを利用しない練習（例：ステップ練習）は、ゴール裏、タッチラインの外側を利用してください。
- (3) その他
- ① 球技場内（管理棟も含む。）は禁煙です。
 - ② 隣接するターゲット・バードゴルフ場には、選手を含め応援の方も立ち入らないでください。
 - ③ 自動車は、必ず駐車場の所定の位置に駐車してください。バスや身体障害者・妊婦用の駐車スペースへの一般車両の駐停車は禁止します。また、球技場利用車は、美術館優先スペースに駐車しないでください。
 - ④ イベント等に利用する場合は、都市公園法、香川県都市公園条例及びその他関係法令に基づく許可を受けてください。

2 大会・イベントでの利用について

- (1) 大会・イベントに利用する場合は、必ず本部を設置し、外部からの問い合わせ等の対応を行ってください。
- (2) 大会・イベントの規模により補助員が必要となります。申込み時に記念館事務室と十分に打合せをしてください。
- (3) 大会関係者、観客等の呼出し、その他の連絡については主催者で行ってください。
- (4) 臨時電話を設置するときは、事前に記念館事務室にご相談ください。

3 清掃について

- (1) 利用後は、利用責任者の責任において、利用した場所(屋内、屋外)を清掃してください。
- (2) ゴミは、利用責任者が収集・処分してください。
- (3) 特に大規模な大会、イベント等の開催に当たっての清掃は、専門業者に委託するようにしてください。

4 自動車等の対応について

- (1) 大会等で駐車場が不足する場合は、球技場専用の臨時駐車場(小型車 304 台)が利用できますので、あらかじめ申し出てください。臨時駐車場を利用する場合は、利用者が責任を持って安全対策等を行ってください。なお、臨時駐車場の開場時間は、グラウンド利用時間と同じです。
- (2) 行事の規模により多数の駐車が予想される場合は、他の駐車場にも適宜整理員を配置するなど適切な対応をしてください。

5 アーチ、横断幕、立看板等の設置について

大会等でアーチ・横断幕及び立看板を設置する場合は、事前に記念館事務室にご相談ください。

6 事故への対応について

- (1) 事故発生に備えて、参加者の傷害保険加入及び当日の医師、看護師等の配置などをあらかじめ利用者で行い、万一の事故発生の場合には、速やかに処置してください。
- (2) 救急車が必要なときは、利用責任者が要請してください。
- (3) 事故の概要を記念館事務室へお知らせください。

7 施設等の破損について

利用者の故意又は過失によって、施設・設備・器具等を破損又は紛失した場合は、それによって生じた損害を賠償していただきます。

8 物品の販売等について

球技場内において、物品の販売等をしようとするときは、香川県都市公園条例により県の許可が必要です。

9 球技場内の禁止事項について

球技場内では、樹木の伐採、植物の採集、広告を表示すること等は禁じられています。

10 盗難防止について

盗難に備えて選手等に対し適切な指導をしてください。

11 遺失物について

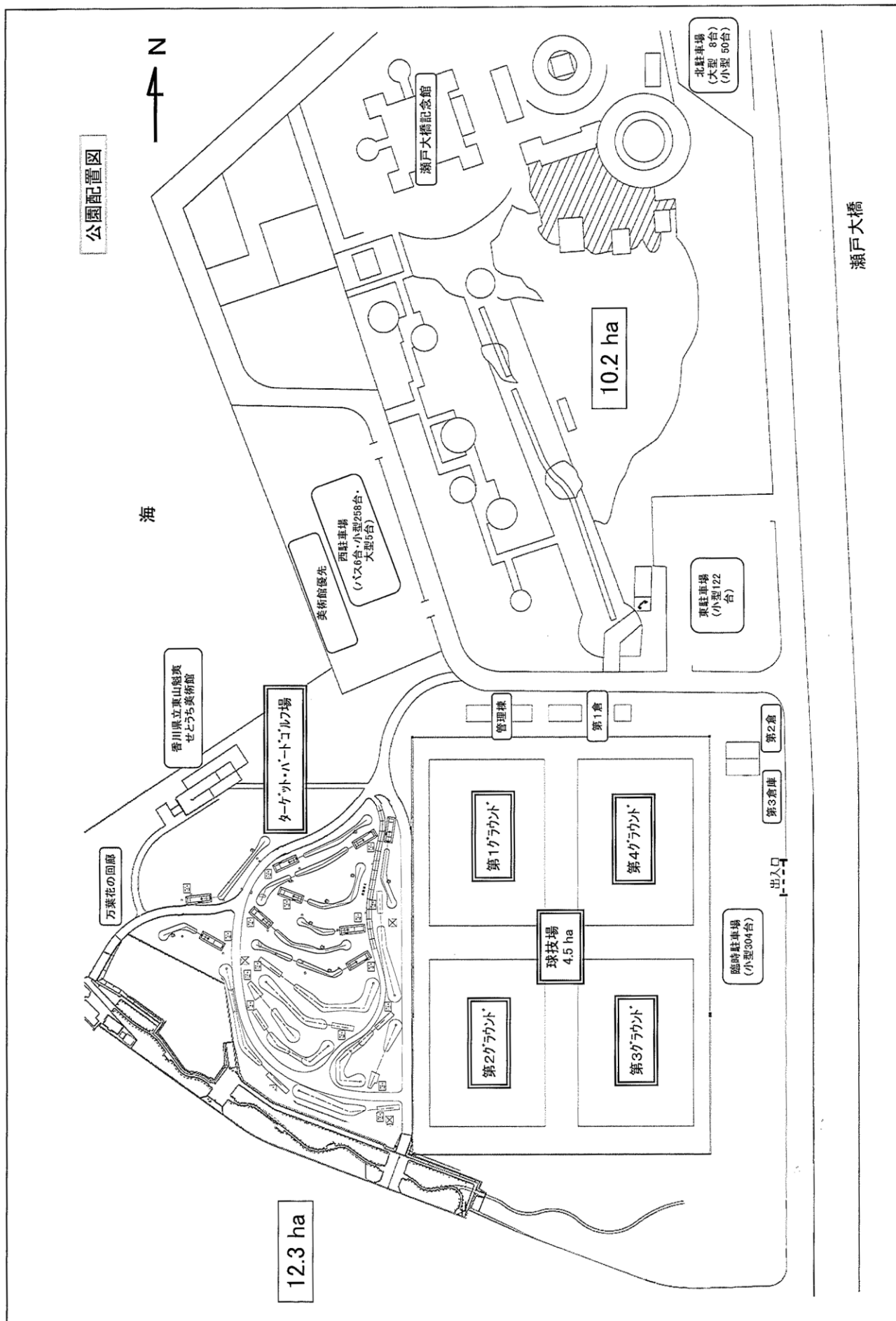
落とし物や忘れ物等がないよう、あらかじめ大会参加者等に周知するとともに、会場の最終点検を行うようにしてください。

12 大規模な大会、イベント等を開催する場合について

所轄警察署や消防署と事前に打合せを行い、適切な措置をとってください。

13 その他

この手引きに記載のない事項については、個別に記念館職員と協議してください。



瀬戸大橋記念公園球技場使用料

1 球技場使用料

(単位：円)

使用 区 分			時 間	午 前 (9:00～ 13:00)	午 後 (13:00～ 17:00)	1 日 (9:00～ 17:00)	1時間 (9:00～ 17:00)	1時間 (～9:00、 17:00～)
第1、第2又は 第4グラウンド	アマチュアスポーツ	学校等	1,830	1,830	2,750	530	530	
		学校等以外	4,590	4,590	6,900	1,370	1,370	
	アマチュアスポーツ以外		9,200	9,200	13,810	2,750	2,750	
第3グラウンド	アマチュアスポーツ	学校等	1,080	1,080	1,650	330	330	
		学校等以外	2,750	2,750	4,130	820	820	
	アマチュアスポーツ以外		5,520	5,520	8,280	1,650	1,650	
会 議 室			680	680	1,130	220	220	
第 1 更 衣 室 (ロッカー30、シャワー4)			—	—	3,440	680	680	
第 2 更 衣 室 (ロッカー18、シャワー2)			—	—	2,060	400	400	

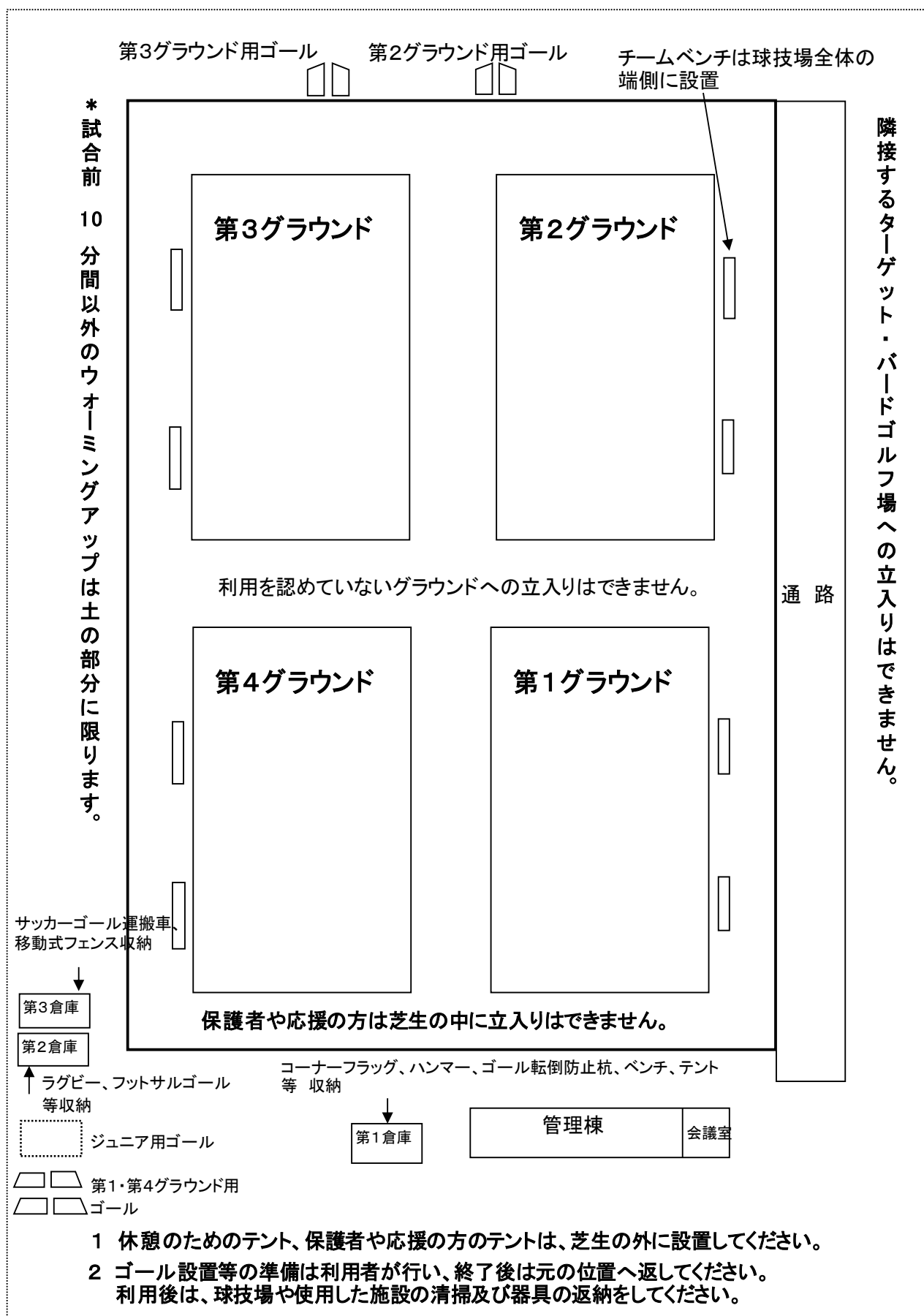
※ 2面以上のグラウンドを同時に利用する団体が併せて会議室を利用する場合は、会議室の使用料を免除します。

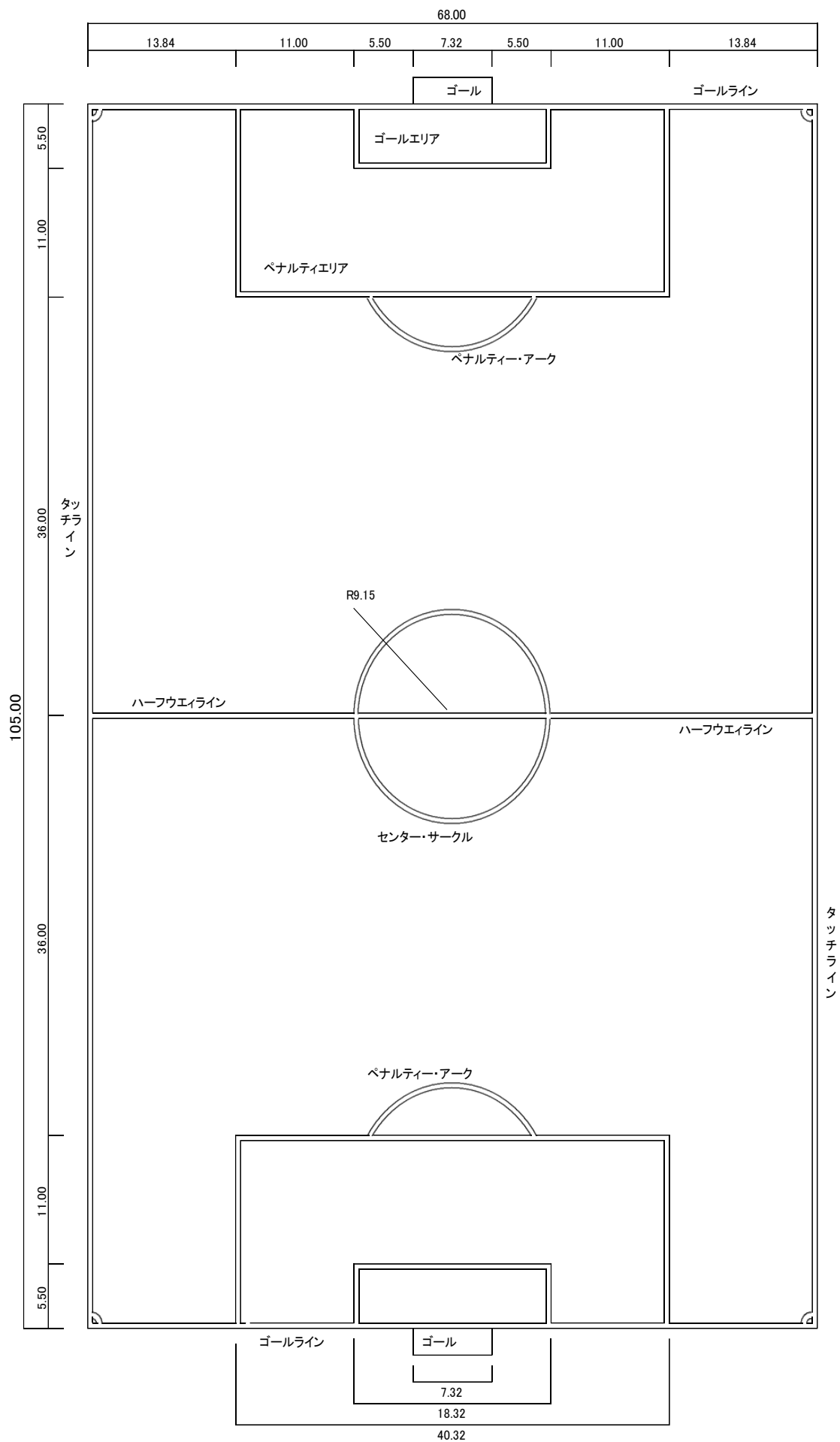
使用区分 \ 時間			1日 (9:00～21:00)	1時間 (9:00～21:00)	1時間 (～9:00、21:00～)
球技場全体の 使用	アマチュアスポーツ以外	入場料あり	入場料の最高額の 300倍	入場料の最高額の 90倍	入場料の最高額の 30倍

2 ライン引き

利用者においてライン引きが必要な場合は、当球技場が用意したガイアフィールドラインを使用してください。
使用したガイアフィールドラインについては、実費(1,100円/袋)を負担していただきます。

球技場利用について





令和8年度 月分 瀬戸大橋記念公園球技場抽選申込依頼書

令和 年 月 日

瀬戸大橋記念公園球技場について、次のとおり抽選を申し込みたいので依頼します。

(公財)瀬戸大橋記念公園管理協会 瀬戸大橋記念館長 様

申 込 者 住 所 〒
(ふりがな) 団体にあつてはその名称及び代表者氏名
氏 名 ⑩
連絡責任者 TEL ()
FAX ()

※ 受付番号

種 目	利 用 日	利 用 目 的	利用グラウンド 利 用 時 間	ラグビーフイ ールド形式の利用	※ 抽 選 結 果		
					利 用	優 先 順 位	グラウンド
	年 月 日 ()	試合・練習	第 時 グラウンド 分 分 ~ 時 分	有・無			
	年 月 日 ()	試合・練習	第 時 グラウンド 分 分 ~ 時 分	有・無			
	年 月 日 ()	試合・練習	第 時 グラウンド 分 分 ~ 時 分	有・無			
特記事項							

注1 ラグビーフイールド形式の利用がある場合のみ有に○印を付けてください。

注2 ※印の欄は記入しないでください。

令和8年度7月分 瀬戸大橋記念公園球技場抽選申込依頼書

記入例

令和 8 年 6 月 5 日

(利用日の前月の1日から9日まで)

瀬戸大橋記念公園球技場について、次のとおり抽選を申し込みたいので依頼します。
(公財)瀬戸大橋記念公園管理協会 瀬戸大橋記念館長 様

申 込 者 住 所 〒762-0065 坂出市番の州緑町6-13

(ふりがな) 団体にあってはその名称及び代表者氏名

氏 名 瀬戸サッカークラブ ㊞

連絡責任者 瀬戸 太郎 TEL △△△ (〇〇〇〇) ××××

FAX 〇〇〇 (××××) △△△△

3日以内、1日1面まで申込可。

※受付番号

3日以内、1日1面まで申込可。					※受付番号		
種 目	利 用 日	利 用 目 的	利用グラウンド 利 用 時 間	ラグビーフー ルド形式の利用	※ 抽 選 結 果		
					利 用	優 先 順 位	グラウンド
サッカー	8 年 7 月 11 日 (土)	試合・練習	第1グラウンド 9時00分～12時00分	有・無	1日に利用できる時間 練習の場合 120分/面 (半日利用の場合は、80分/面)		
サッカー	8 年 7 月 18 日 (土)	試合・練習	第2グラウンド 9時00分～13時00分	有・無	1日に利用できる時間 試合の場合 180分/面 (半日利用の場合は、120分/面)		
サッカー	8 年 7 月 19 日 (日)	試合・練習	第3グラウンド 9時00分～17時00分	有・無			
特記事項							

注1 ラグビーフィールド形式の利用がある場合のみ有に〇印を付けてください。

注2 ※印の欄は記入しないでください。

瀬戸大橋記念公園球技場申込取消依頼書

令和 年 月 日

瀬戸大橋記念公園球技場について、次のとおり申込を取り消したいので依頼します。

(公財)瀬戸大橋記念公園管理協会 瀬戸大橋記念館長 様

申 込 者 住 所 千

(ふりがな) 団体にあつてはその名称及び代表者氏名

氏 名 及び代表者氏名

連絡責任者 印 ㊞ ()

			受付番号	
種 目	利 用 日	当 初 の 利 用 時 間	利 用 施 設 名	備 考
		取 消 後 の 利 用 時 間		
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分		
		時 分～ 時 分		
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分		
		時 分～ 時 分		
	年 月 日 ()	時 分～ 時 分		
		時 分～ 時 分		
特記事項				

※全日取消の場合は、取消後の利用時間は記入しないでください。
【ご注意】 使用日の11日前までに手続きをしなければ、全額の還付はできません

受付（利用者）番号

館長	次長	担当

瀬戸大橋記念公園球技場利用申込書

総括管理

次のとおり瀬戸大橋記念公園球技場を利用したいので申し込みます。

令和 年 月 日

瀬戸大橋記念館長 様

申 請 者	住 所	〒									
	氏 名	(団体にあっては、その名称及び代表者氏名)									
	連 絡 責 任 者	電話 ()									
利 用 目 的	試合 ・ 練習 ・ その他		大会名等								
利 用 者 区 分	アマチュアスポーツ		学校等 ・ 学校等以外				申 込 み 種 別				
	アマチュアスポーツ以外		()				優先 ・ 抽選 ・ 空き				
球 技 種 別	サ ッ カ ー ・ ラ グ ビ ー そ の 他 ()										
利 用 日 間 利 用 時 間	第1 グラウンド	第2 グラウンド	第3 グラウンド	第4 グラウンド	会 議 室 ※1	更 衣 室	その他 テント・椅子・ 臨時駐車場等	利用 予定 人員	利用料金		
年 月 日 時 分 から 時 分 まで	1 日 午前 午後 時間	1 日 午前 午後 時間	1 日 午前 午後 時間	1 日 午前 午後 1 時間	1 日 午前 午後 時間	第1 第2		人	円		
年 月 日 時 分 から 時 分 まで	1 日 午前 午後 時間	1 日 午前 午後 時間	1 日 午前 午後 1 時間	1 日 午前 午後 時間	1 日 午前 午後 時間	第1 第2		人	円		
年 月 日 時 分 から 時 分 まで	1 日 午前 午後 時間	1 日 午前 午後 時間	1 日 午前 午後 時間	1 日 午前 午後 時間	1 日 午前 午後 時間	第1 第2		人	円		
アマチュアスポーツ 以外	学校等	1 日						第 1 更衣室 1日 1H 第 2 更衣室 1日 1H	利用料金 合 計 ※2	円	
		午前・午後									
	1 時間										
	学校外等	1 日									
		午前・午後									
	1 時間										
アマチュアスポーツ以外	1 日										
	午前・午後										
1 時間											

※1 会議室の利用料金は、2面以上のグラウンドを同時に利用する場合には免除します。

※2 利用料金には、ガイアフィールドラインの実費は含まれていません。

受付（利用者）番号

館長	次長	担当

瀬戸大橋記念公園球技場利用申込書

次のとおり瀬戸大橋記念公園球技場を利用したいので申し込みます。

今日の日付

令和 年 月 日

瀬戸大橋記念館長 様

申請者	住所	〒△△△-×××× 高松市〇〇町△番×号									
	氏名	(団体にあっては、その名称及び代表者氏名) (社) 香川県〇〇協会 会長 〇〇 〇〇									
	連絡責任者	大会や試合当日、球技場に来て、実際に運営に当たる責任者を記載					電話 ()				
利用目的		試合・練習・その他			大会名等		〇〇杯(予選 第一回戦、第二回戦)				
利用者区分		アマチュアスポーツ			学校等・学校等以外			申込み種別			
		アマチュアスポーツ以外			()			優先・抽選・空き			
球技種別		サッカー・ラグビー その他 ()									
利用日時		第1グラウンド	第2グラウンド	第3グラウンド	第4グラウンド	会議室※1	更衣室	その他 テント・机・椅子・臨時駐車場等	利用予定人員	利用料金	
令和8年10月3日 8時00分から 17時00分まで		1日前 午後 時間	1日前 午後 時間	1日前 午後 時間	1日前 午後 1時間	1日前 午後 時間	第1 第2	テント2 机2 椅子4 臨時駐車場	人 360	円	
令和8年10月4日 9時00分から 18時00分まで		1日前 午後 時間	1日前 午後 時間	1日前 午後 1時間	1日前 午後 時間	1日前 午後 時間	第1 第2	選手・役員数を記載し、 保護者等は含めないこと。		円	
年 月 日 時 分 分 まで		1日前 午後 時間	1日前 午後 時間	1日前 午後 時間	1日前 午後 時間	1日前 午後 時間	第1 第2		人	円	
アマチュアスポーツ	学校等	1日	2,750	2,750	1,650	2,750	1,130	第1 更衣室 1日 3,440 1H 680 第2 更衣室 1日 2,060 1H 400	利用料金 合計 ※2	円	
		午前・午後	1,830	1,830	1,080	1,830	680				
		1時間	530	530	330	530	220				
	学校外等	1日	6,900	6,900	4,130	6,900	1,130				
		午前・午後	4,590	4,590	2,750	4,590	680				
		1時間	1,370	1,370	820	1,370	220				
アマチュアスポーツ以外	1日	13,810	13,810	8,280	13,810	1,130					
	午前・午後	9,200	9,200	5,520	9,200	680					
	1時間	2,750	2,750	1,650	2,750	220					

※1 会議室の利用料金は、2面以上のグラウンドを同時に利用する場合には免除します。

※2 利用料金には、ガイアフィールドラインの実費は含まれていません。

使用料については、
瀬戸大橋記念館で
記載します。

瀬戸大橋記念公園ターゲット・バードゴルフ場

利 用 の 手 引 き

令和8年度版
(令和8年4月1日改正)

○ 問合せ先

施設利用に関する問合せ先は、次のとおりです。

瀬戸大橋記念館

〒762-0065 香川県坂出市番の州緑町 6-13

電話 (0877) 45-2344 FAX (0877) 45-2419

ターゲット・バードゴルフ場申込要領

第1 休場日及び利用時間について

1 休場日

- (1) 年末年始(12月29日～翌年1月3日)
- (2) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日。ただし、4月29日～5月5日及び7月20日～8月31日の期間は除く。)
- (3) その他、芝生の状況等により臨時に休場する場合があります。

2 利用可能時間

午前9時から午後5時(5月1日から8月31日までの間にあっては、午後7時)まで。ただし、利用申込書提出の際に申出があり、瀬戸大橋記念館館長(以下「館長」という。)が特に必要があると認めるときは、利用時間を変更します。また、クラブ等の貸出は、午後5時までに返却が可能な場合に限りします。

*準備・撤去(清掃、更衣、退場等も含む。)に要する時間も利用料金に含まれます。

第2 施設の概要について

施設名	仕様・規模	付常設備・備品
ターゲット・バード ゴルフ場	18ホール パー72	TBG常設コースホールセット : 20組 TBG専用クラブ: 9本、子供用3本 コース内用ショットマット: 12枚 テント 2間×3間: 10張 机・椅子 長机: 9脚、パイプ椅子: 20脚 放送設備
会 議 室	27.00㎡	机: 10脚、パイプ椅子: 30脚

第3 使用料について

1 使用料

使用区分 \ 時 間			午前 (9:00～ 13:00)	午後 (13:00～ 17:00)	1日 (9:00～ 17:00)	1時間 (9:00～ 17:00)	1時間 (～9:00, 17:00～)
ターゲット・ バードゴルフ場	専用使用 の場合	学校等	8,280	8,280	12,430	2,480	2,480
		学校等以外	20,730	20,730	31,100	6,210	6,210
	専 用 使 用 でない場合	生徒・児童	220	220	340	70	70
		一般	560	560	850	160	160
会 議 室			680	680	1,130	220	220

* ターゲット・バードゴルフ場を専用使用する団体が併せて会議室を利用する場合は、会議室の使用料を免除します。

2 TBG専用クラブ、コース内用ショットマットの使用について

ターゲット・バードゴルフ場の利用については、TBG専用クラブ、コース内用ショットマットを使用してください。お持ちでない方については、貸出しします。ただし、実費(損料として、100円/日)を負担していただきます。

第4 利用方法について

- 1 専用利用 専用利用とは、特定の団体等が独占的に施設を利用することです。
- 2 共用利用 共用利用とは、専用利用とは異なり、利用者が譲り合って施設を利用することです。

第5 利用者の区分について

- 1 優先団体 年間利用調整及び優先での利用申込みをすることができる次の団体です。
香川県、香川県教育委員会、香川県ターゲット・バードゴルフ協会、その他館長が特に認める団体

- 2 一般利用者 優先団体以外の利用者で、一般利用申込みをする団体利用者です。
- 3 個人利用者 利用者がお互いに譲り合って共用利用する個人利用者

第6 利用の申込みについて

利用申込みに係る各種届出等の受付は、瀬戸大橋記念館（以下「記念館」という）の開館日の午前8時30分～午後5時です。

＊ 記念館休館日：年末年始(12月29日～1月1日)及び月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日。ただし、4月29日～5月5日及び7月20日～8月31日の期間は除く）

- 1 優先申込み 上記第5. 1の優先団体の利用について、利用調整会議において事前調整を行います。

(1) 優先行事及び順位

- ① 全国大会
- ② 地域選手権大会
- ③ 県選手権大会
- ④ 県大会
- ⑤ 県内の地区選手権大会、県大会代表決定大会
- ⑥ 公式大会

(2) 年間利用調整の方法 年間の優先行事について、次の日程で調整を行います。

利用希望日の範囲	4月1日～翌年3月31日
利用調整依頼書提出期限	12月中旬～12月下旬
利用調整	2月上旬
利用日の決定	2月下旬

- ① 利用申込みを行う団体は、期間内に利用調整依頼書を記念館事務室に提出(メール、郵送及びFax可。ただし、期限までに到着していること)してください。
- ② 受付時間は、午前8時30分～午後5時00分です。電話での申し込みは受け付けません。
- ③ 優先行事としての利用は最低半日以上(1日利用：午前9時～午後5時、午前利用：午前9時～午後1時、午後利用：午後1時～午後5時。5月～8月の間は、午後7時まで延長可)を原則とします。
- ④ 日程調整後、調整結果をお知らせします。
- ⑤ 下記(3)の優先利用申込みが必要です。

(3) 優先利用申込み

上記(2)の年間利用調整後の調整結果に基づいて利用申込みを行う場合や年間利用調整後に決定した優先行事の申込みを行う場合の手続きです。

① 利用申込方法

利用申込書に必要事項を記入し、利用する日の2か月前の月の末日までに記念館事務室に持参するとともに、現金により使用料を納付してください。

- ② 申込み時に内容・日程等を記載した要項を1部提出してください。また、プログラムは1週間前までに1部提出してください。
- ③ 会議室を利用される場合は、併せて申込みをしてください。
- ④ 手続き後、利用申込結果書を交付しますので、利用日に記念館職員に提示してください。

2 一般利用申込み（先着順）

- ① 施設利用までのスケジュール 利用日の前月の11日～利用日の10日前まで

② 利用申込方法

- ・ 記念館事務室に利用申込書を持参するとともに、現金により使用料を納付してください。電話での申込みはできません。
- ・ 空き状況の電話照会には対応しますが、その後の利用申込みがあり得ますので、利用申込書の提出時に再度、空き状況を確認してください。
- ・ 手続き後、利用申込結果書を交付しますので、利用日に記念館職員に提示してください。

- ③ 会議室を利用される場合は、併せて申込みをしてください。

3 個人利用申込み

利用の手続きは、利用前に記念館受付でターゲット・バードゴルフ場利用券を購入してください。
 受付時間は、午前9時00分～午後4時00分です。電話での申し込みは受け付けません。
 ターゲット・バードゴルフ場が専用使用されている場合は、利用できません。

第7 利用の変更、取消し又は中止について

利用日の変更や取消しが生じた場合は、速やかに記念館事務室に申し出てください。

1 利用の変更、取消し

利用者の都合により利用の取消しや変更が生じた場合は、納付された使用料から下記の割合を差し引いた還付金を返還します。記念館事務室に申込取消依頼書を提出してください。

施設名	取消等承認時期	差し引き割合
ターゲット・バードゴルフ場	11日前まで	－
	10日前～8日前	使用料の50%
	7日前～当日	使用料の100%
会議室	8日前まで	－
	7日前～2日前	使用料の50%
	前日～当日	使用料の100%

2 利用の中止

- ・利用の中止は、施設の都合や悪天候などにより施設が利用できない場合に限ります。
- ・中止の場合には使用料を全額還付しますので、所定の手続きを行ってください。

第8 利用の条件について

次に該当するときは、利用をお断りする場合があります。

- 1 利用申込みの内容に偽りがあったとき、又は利用目的以外に使用したとき
- 2 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認めたとき
- 3 利用上の注意事項に違反し、又は館長が行う指示に従わないとき
- 4 その他、管理運営上支障があると認めたとき

第9 利用上の注意事項

1 施設利用について

- (1) 天候等により芝生コンディションが不良の場合又は香川県からの指示により、利用を中止していただくことがあります。
- (2) ターゲット・バードゴルフ場内（管理棟も含む）は禁煙です。
- (3) 芝生保全のため、プレー中に抜けた芝生は拾い集めて、元の位置に植えておくよう心がけてください。
- (4) プレー中は、他の公園利用者の行動に注意し、事故が起こらないよう心がけてください。
- (5) シャトルを打つときは、必ず専用マットの上で行ってください。（バンカーは除く。）
- (6) 道具等の貸し出しを受けた場合、プレー終了後は施設職員の指示に従い返却してください。
- (7) 利用後は、施設職員の指示に従って、場内の清掃をしてください。
- (8) 自動車は、必ず所定の駐車場に駐車してください。
- (9) コース内での食事はしないでください。
- (10) 隣接する球技場には立ち入らないでください。

2 大会での利用について

- (1) 大会に利用する場合は、必ず本部を設置し、外部からの問い合わせ等の対応を行ってください。
- (2) 大会の規模により補助員が必要となります。申込み時に記念館事務室と十分に打合せをしてください。
- (3) 大会関係者、観客等の呼出し、その他の連絡については主催者で行ってください。
- (4) 臨時電話を設置するときは、事前に記念館事務室とご相談ください。

3 清掃について

- (1) 利用後は、利用責任者の責任において、利用した場所（屋内、屋外）を清掃してください。
- (2) ゴミは、利用責任者が収集・処分してください。
- (3) 特に大規模な大会の開催に当たっての清掃は、専門業者に委託するようにしてください。

4 自動車等の対応について

- (1) 大会等で駐車場が不足する場合は、臨時駐車場（小型車304台）が利用できますので、あらかじめ申し

出てください。臨時駐車場を利用する場合は、利用者が責任を持って安全対策等を行ってください。なお、臨時駐車場の開場時間は、ターゲット・バード・ゴルフ場の利用時間と同じです。

(2) 行事の規模により多数の駐車が予想される場合は、適宜整理員を配置するなど適切な対応をお願いします。

5 アーチ、横断幕、立看板等の設置について

大会等でアーチ・横断幕及び立看板を設置する場合は、事前に記念館事務室にご相談ください。

6 事故への対応について

(1) 事故発生に備えて、参加者の傷害保険加入及び当日の医師、看護師等の配置などをあらかじめ利用者で行い、万一の事故発生の場合には、速やかに処置してください。

(2) 救急車が必要なときは、利用責任者が要請してください。

(3) 事故の概要を記念館事務室へお知らせください。

7 施設の破損について

利用者の故意又は過失によって、施設・設備・器具等を破損又は紛失した場合は、それによって生じた損害を賠償していただくことがあります。

8 物品の販売等について

公園内において、物品の販売等をしようとするときは、香川県都市公園条例により県の許可が必要です。

9 公園内の禁止事項について

公園内では、樹木の伐採、植物の採集、広告を表示すること等は禁じられています。

10 盗難防止について

盗難に備えて利用者に対し適切な指導をしてください。

11 遺失物について

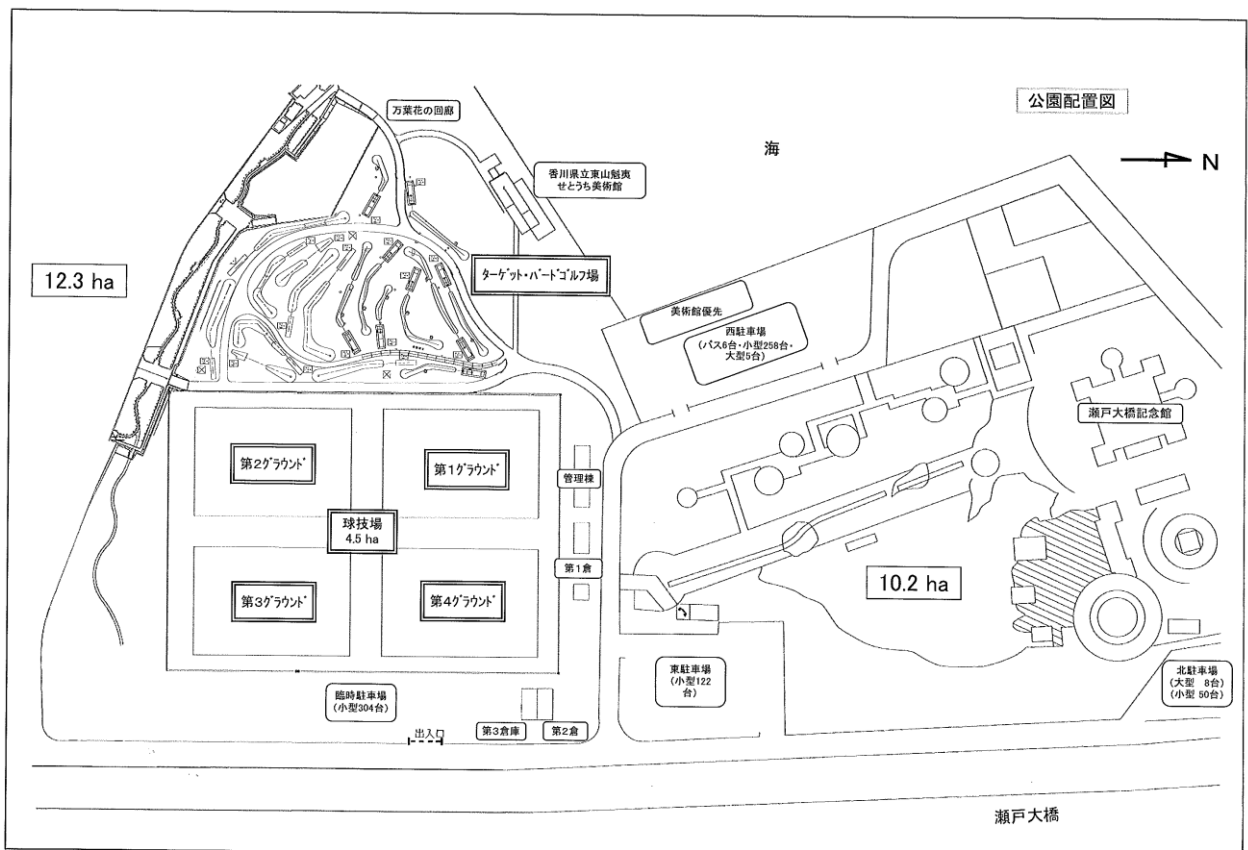
落とし物や忘れ物等がないよう、あらかじめ大会参加者等に周知するとともに、会場の最終点検を行うようにしてください。

12 大規模な大会、イベント等を開催する場合について

所轄警察署や消防署と事前に打合せを行い、適切な措置をとってください。

13 その他

この手引きに記載のない事項については、個別に記念館職員と協議してください。



瀬戸大橋記念公園マリンドーム利用の手引き

第1 利用時間について

マリンドーム(附属施設を含む。以下同じ。)を利用することができる時間は、午前9時から午後9時までとします。ただし、瀬戸大橋記念館長(以下「館長」という。)が、必要があると認めるときは、臨時に、利用時間を変更します。

第2 施設の概要について

施設名		規模	付帯設備・備品
マリンドーム		床面積 999 m ² (うちステージ 109 m ²)	客席(1, 231席)
附属施設	第1 控室	18 m ²	シャワー(2)、ロッカー(12)、洗面化粧台、エアコン
	第2 控室	13.5 m ²	シャワー(2)、ロッカー(12)、洗面化粧台、エアコン
	会議室	24m ²	机(11)、いす(33)、流し台、エアコン

第3 利用料金について

下表の利用料金を利用日の8日前までに納入してください。ただし、地方公共団体(各種委員会を含む。)の場合は、利用料金を免除します。

時間 利用区分	午前 (9:00~13:00)	午後 (13:00~17:00)	1日当たり (9:00~17:00)	1時間当たり (~9:00、17:00~)
マリンドーム	18,650 円	18,650 円	28,790 円	5,750 円
第1・第2控室、会議室	各室 1,260 円	各室 1,260 円	各室 1,940 円	各室 380 円

第4 利用申込みについて

1 利用申込み

マリンドームを利用しようとする者(附属施設のみを利用しようとする者を除く。以下「マリンドーム利用申込者」という。)は、利用申込書を利用日の1年前から1月前までの間(予約をした場合は、予約から2週間以内に限る。以下「申込期間」という。)に瀬戸大橋記念館(以下「記念館」という。)事務室に提出(メール、郵送、Fax可。ただし、期限までに到着していること。)してください。ただし、大規模イベントのマリンドーム利用申込者については、利用日の2年前の月の初日から予約をすることができることとし、この予約に係る利用申込書は利用日の1年前に提出してください。

2 空き利用申込み

1の申込期間に利用申込書の提出がない利用日について、マリンドームを利用しようとする者(附属施設のみを利用しようとする者を含む。以下「空き利用申込者」という。)は、利用申込書を利用日の1月前の翌日から前日までの間に記念館事務室に持参するとともに、現金により利用料金を納入してください。ただし、既に空き利用申込みがされている利用日については、施設の一部に空きがある場合でも、空き利用申込みはできません。

3 添付書類

利用申込みに当たっては、必要に応じて、次に掲げる書類を利用申込書に添付していただく場合があります。

- (1) 事業計画書
- (2) 法令により許可、届出等を必要とするものにあつては、その写
- (3) 警備体制計画書
- (4) その他館長が必要と認める書類

4 利用許可

マリンドームの利用を許可するときは、利用許可書を交付します。その際、マリンドームの管理上必要があるときは、条件を付します。

第5 利用の変更、中止、取消等について

1 利用許可事項の変更

- (1) 利用許可を受けた事項に変更が生じたときは、利用許可変更申請書を、第4の3の添付書類に記載した事項に変更が生じたときは、変更後の書類を提出してください。
- (2) (1)についての許可を受け、既に納入した利用料金に不足が生じる場合には、その不足額を館長が指定する日までに納入してください。
- (3) (1)についての許可を受け、既に納入した利用料金に超過が生じる場合には、その超過額を還付します。

2 利用の中止

- (1) マリンドームの利用を中止しようとするときは、利用中止届を利用日の前日までに提出してください。
- (2) 利用中止届の提出が利用日の8日前までにあったときは納入された利用料金の全額から還付に要する費用を控除した金額を、利用日の7日前から2日前までにあったときは納入された利用料金から納入すべき利用料金の半額及び還付に要する費用を控除した金額を、それぞれ還付します。
- (3) 天変地異その他利用者の責めに帰することができない理由により、マリンドームを利用することができなくなったときは、納入された利用料金の全額を還付します。

3 利用許可の取消し等

次の(1)～(4)のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用の停止を命ずる場合があります。

- (1) この利用の手引きに違反し、又は館長の指示に従わなかったとき。
- (2) 偽りその他不正手段によりマリンドームの利用許可を受けたとき。
- (3) 第6の1～6のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 第4の4の利用許可の際に付した条件に従わなかったとき。

第6 利用の条件について

次の1～6のいずれかに該当する場合は、利用をお断りする場合があります。

- 1 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 2 マリンドームの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 3 マリンドームの利用に当たって、仮設客席、立見席等の設置又は火気類の使用をするとき。
- 4 ステージの背景等に、高さ3メートルを超える設備等を設置するとき。
- 5 マリンドームの利用料金を利用日の8日前までに納入しないとき。
- 6 その他管理上支障があると認められるとき。

第7 利用上の注意事項

1 原状回復

施設の利用を終了したとき又は第5の3の利用許可の取消し等をされたときは、直ちに当該施設を原状に回復し、原状回復後に記念館職員の点検を受けてください。

2 損害の賠償

施設等を毀損又は亡失したときは、これによって生じた損害を賠償してください。ただし、当該毀損又は亡失がやむを得ない理由によると認められるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除する場合があります。

瀬戸大橋記念公園マリンドーム利用申込書

瀬戸大橋記念公園マリンドームを次のとおり利用したいので申し込みます。

年 月 日

瀬戸大橋記念館長 様

申請者 住所 〒

しめい
氏名(団体にあつては、その名称及び代表者氏名)

連絡責任者

TEL ()

利用目的						
具体的 内 容				予定 人員	名	
利用施設	☐ マリンドーム ☐ 第1控室 ☐ 第2控室 ☐ 会議室 ☐ 電源 ☐ 冷暖房 ☐ その他					
利用期間	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで					
利用施設及び利用料金	施設・時間区分		内 訳		金 額	
	マリンドーム	午前(9:00~13:00)	円×	日	円	
		午後(13:00~17:00)	円×	日	円	
		一日(9:00~17:00)	円×	日	円	
		時間外(時間)	円×	時間	円	
		小 計			円	
	第1控室又は会議室 第2控室	午前(9:00~13:00)	円×	室×	日	円
		午後(13:00~17:00)	円×	室×	日	円
		一日(9:00~17:00)	円×	室×	日	円
		時間外(時間)	円×	室×	時間	円
		小 計			円	
車両進入; ☐ 有 ☐ 無		HP等への公表; ☐ 可 ☐ 不可		合計 円		
備考	1 必要事項を記入の上、該当するものにチェックして下さい。 2 太枠の欄は記入しないで下さい。					

瀬戸大橋記念公園マリンドーム利用変更許可申請書

年 月 日

瀬戸大橋記念館長 様

届出者 住所 〒

氏名(団体にあつては、その名称及び代表者氏名)

連絡責任者

TEL ()

年 月 日付けで許可のあった瀬戸大橋記念公園マリンドームの利用について、
次のとおり変更したいので、申請します。

許可済の内容	利用目的			
	利用施設			
	利用日時			
変更の内容	変更事項	変更前	変更後	
変更の理由				
備考				

瀬戸大橋記念公園マリンドーム利用中止届

年 月 日

瀬戸大橋記念館長 様

届出者 住所 〒

氏名(団体にあつては、その名称及び代表者氏名)

連絡責任者

TEL ()

年 月 日付けで許可のあった瀬戸大橋記念公園マリンドームの利用について、
次のとおり中止したいので届け出ます。

中止の理由	
備 考	

